

令和 7 年度 第 3 回国民健康保険運営協議会資料

【国民健康保険税改定（賦課限度額等）関係】

1 小金井市国民健康保険税の見直しについて

- | | | |
|---|------|------|
| (1) 令和 8 年度国民健康保険税税制改正内容（案）
ー税制改正大綱の内容の説明ー | ———— | 資料 1 |
| (2) 小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表
ー改定案による国民健康保険税改定の内容の説明ー | ———— | 資料 2 |
| (3) 令和 8 年度税制改正に伴う国民健康保険税収入への
影響額等について
ー賦課限度額・軽減判定基準額改定による影響額の説明ー | ———— | 資料 3 |
| (4) 小金井市国民健康保険税税率改定状況 | ———— | 資料 4 |

令和 8 年度国民健康保険税制改正内容（案）

1 賦課限度額の引上げ

	改正前（令和 7 年度）	改正後（令和 8 年度予定）
賦課限度額 医療分	6 6 万円	6 7 万円
賦課限度額 後期高齢者支援金分	2 6 万円	改正なし
賦課限度額 介護分	1 7 万円	改正なし
賦課限度額 子ども分	—	未定

2 減額の対象となる所得の基準

前年中の所得が一定額以下の世帯に対して、被保険者均等割を減額（7 割、5 割又は 2 割）する措置の、減額の対象となる所得の基準を変更し、5 割及び 2 割減額世帯の対象を拡大する。

◎軽減判定に係る世帯の所得基準額

	改正前	改正後
7 割減額	4 3 万 + (給与所得者等の数 - 1) × 1 0 万	改正なし
5 割減額	4 3 万 + 国保加入者の数 × <u>3 0. 5 万</u> + (給与所得者等の数 - 1) × 1 0 万	4 3 万 + 国保加入者の数 × <u>3 1 万</u> + (給与所得者等の数 - 1) × 1 0 万
2 割減額	4 3 万 + 国保加入者の数 × <u>5 6 万</u> + (給与所得者等の数 - 1) × 1 0 万	4 3 万 + 国保加入者の数 × <u>5 7 万</u> + (給与所得者等の数 - 1) × 1 0 万

※ 上記 1 及び 2 は、令和 7 年 1 2 月 2 6 日において、閣議決定された「令和 8 年度税制改正の大綱」の内容である。

小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表

(1) 医療分

① 改定内容

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割	6.74%	6.74%	0.00%
均 等 割	31,000円	31,000円	0円
賦 課 限 度 額	660,000円	670,000円	10,000円

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割 総 額 ㉞	1,738,968	1,738,968	0
均 等 割 総 額 ㉟	664,092	664,092	0
低所得者軽減額等 ㊱	153,209	153,944	735
賦課限度額超過額 ㊲	367,345	365,031	△ 2,314
増減調整額 ㊳	180,033	180,033	0
調 定 見 込 額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	1,702,473	1,704,052	1,579
応能割応益割の構成比率	応能割67.38% 応益割32.62%	応能割67.41% 応益割32.59%	
調定見込額改定率	0.09%		

(2) 後期高齢者支援金分

① 改定内容

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割	2.25%	2.25%	0.00%
均 等 割	14,000円	14,000円	0円
賦 課 限 度 額	260,000円	260,000円	0円

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割 総 額 ㉞	579,818	579,818	0
均 等 割 総 額 ㉟	299,552	299,552	0
低所得者軽減額等 ㊱	69,029	69,360	331
賦課限度額超過額 ㊲	111,552	111,552	0
増減調整額 ㊳	63,129	63,129	0
調 定 見 込 額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	635,660	635,329	△ 331
応能割応益割の構成比率	応能割60.99% 応益割39.01%	応能割60.99% 応益割39.01%	
調定見込額改定率	△ 0.05%		

(3) 介護分

① 改定内容

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割	2.00%	2.00%	0.00%
均 等 割	15,000円	15,000円	0円
賦 課 限 度 額	170,000円	170,000円	0円

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割 総 額 ㊴	221,471	221,471	0
均 等 割 総 額 ㊵	113,599	113,599	0
低所得者軽減額等 ㊶	25,165	25,276	111
賦課限度額超過額 ㊷	55,735	55,735	0
増減調整額 ㊸	29,062	29,062	0
調 定 見 込 額 (㊴+㊵) - (㊶+㊷+㊸)	225,108	224,997	△ 111
応能割応益割の構成比率	応能割59.33% 応益割40.67%	応能割59.33% 応益割40.67%	
調定見込額改定率	△ 0.05%		

(4) 子ども分

① 改定内容

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割	-	0.27%	0.27%
均 等 割 (A)	-	1,688円	1,688円
18歳以上均等割 (B)	-	119円	119円
均等割合計 (A) + (B)	-	1,807円	1,807円
賦 課 限 度 額	-	未定	未定

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割 総 額 ㊴	-	48,465	48,465
均 等 割 総 額 ㊵	-	33,453	33,453
調 定 見 込 額 ㊴+㊵	-	81,918	81,918
応能割応益割の構成比率	-	応能割59.16% 応益割40.84%	
調定見込額改定率	100.00%		

(5) 全体分（医療分・支援分・介護分）

	改 定 前	改 定 後	改定に伴う影響（増減）
調定見込額	2,563,241千円	2,564,378千円	1,137千円
応能割、応益割の構成比率	応能割 65.06% 応益割 34.94%	応能割 65.08% 応益割 34.92%	応能割 0.02% 応益割△0.02%

	増 減 率
改定に伴う調定額全体分の増減率	0.04%（子ども分除く）

(6) 一人当たりの国民健康保険税（医療分・支援分・介護分・子ども分）

被保険者総数（令和8年度平均見込）	19,725人
標準税率算出時の18歳以上の被保険者数	18,520人

一人当たりの国民健康保険税	改 定 前	改 定 後	一人当たりの影響額
（医療分・支援分・介護分）	129,949円	130,006円	58円
（子ども分）	－	4,423円	4,423円

1 国民健康保険税賦課限度額改定

(1) 改定内容

令和8年度税制改正による賦課限度額

	医 療 分	後期高齢者支援金分	介 護 分	合 計
現行限度額 ①	6 6 万円	2 6 万円	1 7 万円	1 0 9 万円
改定限度額 ②	6 7 万円	2 6 万円	1 7 万円	1 1 0 万円
差額 ② - ①	1 万円増	0 円	0 円	1 万円増

(2) 国民健康保険税収入への影響額

賦課限度額の引上げに伴う影響額（調定ベース）

	賦課限度額超過額 改定前 (A)	賦課限度額超過額 改定後 (B)	影 響 額 (B) - (A)	増減割合
医 療 分	367, 345 千円	365, 031 千円	△2, 314 千円	△0. 63%
後期高齢者 支援金分	111, 552 千円	111, 552 千円	0 円	0%
介 護 分	55, 735 千円	55, 735 千円	0 円	0%
合 計	534, 632 千円	532, 318 千円	△2, 314 千円	△0. 43%

(収入ベース影響額 2, 240 千円増)

※収入ベース影響額=2, 314 千円（調定ベース影響額）×96. 82%（医療分の収入率）=2, 240 千円増

(3) 国民健康保険税賦課限度額に到達する世帯の推計

	医 療 分 全体 14, 629 世帯	後期高齢者支援金分 全体 14, 629 世帯	介 護 分 全体 6, 281 世帯
現行限度額に到達 する世帯数 (B)	332 世帯 (2. 27%)	238 世帯 (1. 63%)	205 世帯 (3. 26%)
改定限度額に到達 する世帯数 (C)	330 世帯 (2. 26%) ※改定により 1 万円増額	238 世帯 (1. 63%)	205 世帯 (3. 26%)
差引世帯数 (B)-(C)	2 世帯 ※改定により 100 円以上 1 万円未満増額	0 世帯	0 世帯

2 国民健康保険税軽減判定基準額改定

(1) 改定内容

令和8年度税制改正による軽減判定に係る世帯の所得基準額

	改正前	改正後
7割軽減	43万＋（給与所得者等の数－1）×10万	改正なし
5割軽減	43万＋国保加入者の数× <u>30.5万</u> ＋（給与所得者等の数－1）×10万	43万＋国保加入者の数× <u>31万</u> ＋（給与所得者等の数－1）×10万
2割軽減	43万＋国保加入者の数× <u>56万</u> ＋（給与所得者等の数－1）×10万	43万＋国保加入者の数× <u>57万</u> ＋（給与所得者等の数－1）×10万

(2) 国民健康保険税収入への影響額

軽減判定改定に伴う影響額（調定ベース）

	低所得者軽減額 改定前 (B)	低所得者軽減額 改定後 (C)	影響額 (C)－(B)	増減割合
医療分	153,209 千円	153,944 千円	735 千円	0.48%
後期高齢者 支援金分	69,029 千円	69,360 千円	331 千円	0.48%
介護分	25,165 千円	25,276 千円	111 千円	0.44%
合 計	247,403 千円	248,580 千円	1,177 千円	0.48%

(収入ベース影響額 1,138 千円減)

※小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表のデータを使用

※収入ベース影響額：{（735 千円＋331 千円（調定ベース影響額））×96.79%（医療分・後期高齢者支援金分の収入率）}＋{111 千円×96.47%（介護分の収入率）}=1,138 千円

(3) 国民健康保険税軽減の対象となる世帯の推計

	軽減割合	医療分・後期高齢者支援金分 (全体 14,629 世帯)	介護分 (全体 6,281 世帯)
改定前世帯数	7割軽減	3,891 世帯 (26.60%)	1,585 世帯 (25.23%)
	5割軽減	1,274 世帯 (8.71%)	548 世帯 (8.72%)
	2割軽減	1,151 世帯 (7.87%)	453 世帯 (7.21%)
	全 体	6,316 世帯 (43.17%)	2,586 世帯 (41.17%)
改定後世帯数	7割軽減	3,891 世帯 (26.60%)	1,585 世帯 (25.23%)
	5割軽減	1,292 世帯 (8.83%)	556 世帯 (8.85%)
	2割軽減	1,173 世帯 (8.02%)	459 世帯 (7.31%)
	全 体	6,356 世帯 (43.45%)	2,600 世帯 (41.39%)
差引世帯数	7割軽減	0 世帯 (0.00%)	0 世帯 (0.00%)
	5割軽減	18 世帯 (0.12%)	8 世帯 (0.13%)
	2割軽減	22 世帯 (0.15%)	6 世帯 (0.10%)
	全 体	40 世帯 (0.27%)	14 世帯 (0.22%)

※パーセンテージについては、端数処理により各軽減割合の合計と全体分が合わないことがある。

小金井市国民健康保険税率改定状況

資料 4

年 度	医療分					後期高齢者支援金分					介護分			子ども分			
	応能割 所得割	応益割		限度額	限度額	応能割 所得割	応益割		限度額	限度額	応能割 所得割	応益割		限度額	応能割 所得割	応益割	限度額
		均等割	平等割				均等割	均等割				均等割	均等割				
平成29年度	5.5%	21,000円	6,600円	54万円	19万円	1.95%	14,000円	16万円	1.9%	16,000円	16万円						
平成30年度		26,000円	0円	58万円													
令和元年度	5.55%			61万円		2.05%	13,000円	15,000円	2.00%	15,000円							
令和2年度	5.75%			63万円				17万円									
令和3年度																	
令和4年度	6.04%			65万円	20万円												
令和5年度					22万円												
令和6年度					24万円												
令和7年度	6.54%	30,000円															
令和8年度（案）	6.74%	31,000円		67万円	26万円	2.25%	14,000円								0.27%	1,807円	未定

※ 改定があった年度のみ、該当欄に数値を記載